

## 第24回

定時株主総会  
招集ご通知

## 日時

2023年3月28日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

## 議決権行使期限

2023年3月27日（月曜日）  
午後6時まで

## 場所

東京都千代田区富士見一丁目3番11号  
富士見デュプレックスビズ  
5階会議室

## 決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）  
に対する譲渡制限付株式の  
付与のための報酬決定の件

## 株式会社ホットリンク

証券コード：3680

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を第一に、**ご来場は極力お控え**いただき、事前の議決権行使をお願いいたします。
- **インターネットによるライブ配信**を実施いたします。加えて、**専用サイトにて事前にご質問をお受け**いたします。詳細は「ライブ配信及び事前のご質問受付のご案内」をご覧ください。
- ご来場の際は、受付でのアルコール消毒、マスクの着用、検温へのご協力をお願いいたします。
- 会場内の座席は間隔を広く取っており、席数が限られております。ご来場いただいても入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 株主総会会場での**お土産は取りやめ**とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	36
■ 計算書類	59
■ 監査報告	70

法令及び当社定款第18条の規定に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

したがって、ご送付している書面の項番、参照頁は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

## 議決権行使方法のご案内

### 株主総会に出席されない場合



#### 行使期限

2023年3月27日（月曜日）  
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記期限までにご返送ください。



#### 行使期限

2023年3月27日（月曜日）  
午後6時受付分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力ください。

(インターネットによる議決権行使の方法は次頁をご参照ください。)

### 株主総会に出席される場合



#### 開催日時

2023年3月28日（火曜日）  
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- (2) 郵送による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



#### QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

1. 毎日午前2時から午前5時まででは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用いただけない場合もございます。
2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

議決権の行使は**2023年3月27日（月曜日）午後6時受付分まで**承りますが、お早めにご行使ください。

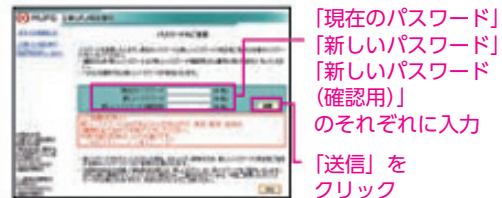
### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
TEL 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）



## 事前のご質問ご登録方法

- ①ログイン後、本サイトに表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
  - ②画面の案内に従い、ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約にご同意のうえ、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
  - ③ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。
- ※事前に頂戴したご質問のうち、**多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答**させていただく予定です。
- なお、頂戴したご質問すべてに**必ずご回答することをお約束するものではありません**。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。

## ライブ配信のご視聴方法

株主総会当日に本サイトへログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約にご同意のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

### 4. 株主総会へご出席される株主の皆様へのご案内

当日の会場撮影は株主様のプライバシー等に配慮し、会場後方からの撮影としますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。

### 5. ご留意事項

- ①ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権のご行使、ご質問、動議のご提出はすることができません。事前にご質問されたい場合は、上記の「事前のご質問ご登録方法」をご参照ください。議決権につきましては、「議決権行使方法のご案内」頁をご確認いただき、事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ②何らかの事情により、当日ライブ配信を行うことができなくなった場合、当社ホームページ(<https://www.hottolink.co.jp/ir/>)にてお知らせいたします。
- ③ライブ配信のご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- ④ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ⑤ご使用のパソコン、スマートフォン等の端末環境やインターネットの通信環境により、ご視聴いただけない場合、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ⑥ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

#### 【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下のブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS 最新版	iOS 13.0以降	iOS 12.0以降	Android 8.0以降
ブラウザ*各種最新	Google Chrome、Microsoft Edge	Safari	Safari	Safari	Google Chrome

\*上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

～ Make the World “HOTTO” ～

わたしたちは、人と社会のつながりを再設計し、  
世界中の人々が“HOTTO(ほっと)”できる  
社会の実現に貢献します

# 株主の皆様へ



平素より格別のご高配を賜り厚くお礼を申しあげます。

2022年は、外部環境の変化と今後の当社の事業成長を鑑み、事業ポートフォリオの機動的な組み替えを実施いたしました。世界では、ロシア・ウクライナを発端とする地政学リスクの顕在化や欧米の金利引き上げが行われ、日本では、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安や原材料高騰によって一段と景気の先行きが不透明な状況となりました。

このような状況と、今後の高成長が期待されるWeb3領域への取り組み強化に向けて、既存事業であったクロスバウンド事業の一部売却により、資金確保を決断いたしました。Web3領域においては、2018年からWeb3の基盤となるブロックチェーン技術の調査・研究に組み込み、2022年にWeb3関連の投資事業を行う子会社「合同会社 Nonagon Capital」を設立いたしました。

2023年は、多様な環境変化に適応しながら、これまで取り組んできた『両利きの経営』を一段と加速させてまいります。既存事業の『深化』と位置付ける中核事業のSNSマーケティング支援事業は、SNS広告だけでなく、インターネット広告の提供を開始し、ソーシャルメディアマーケティング市場だけでなく、インターネット広告市場の成長を取り込んでまいります。新規事業の『探索』と位置付けるWeb3関連事業は、Web3関連市場のポラリティの高まりをチャンスと捉え、優良企業への出資強化や自社での事業や既存事業とのシナジー創出を模索し、中長期的な成長の実現のために力を入れてまいります。

今後も、当社の事業成長を通じて、株主、顧客、社員、地域社会、そして地球環境も含めて、すべてのステークホルダーの皆様へ貢献できるよう、勤しんで参りますので、長い目でご支援を賜りますようお願い申し上げます。

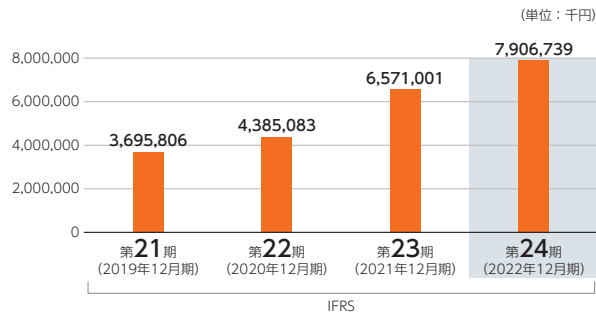


代表取締役グループCEO

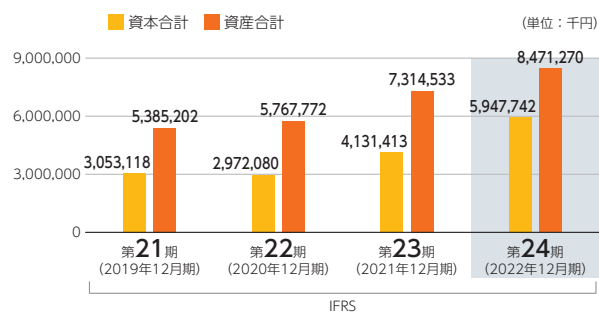
A handwritten signature in black ink, appearing to read "Yoshida" followed by a stylized character.

# 財務ハイライト

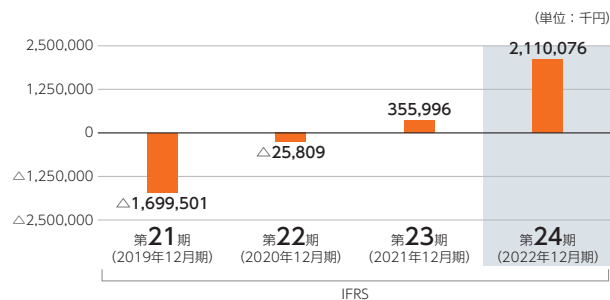
## 売上高



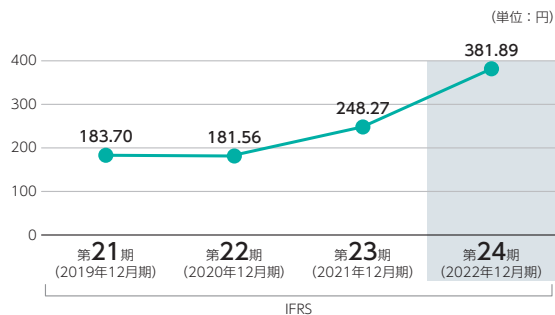
## 資本合計／資産合計



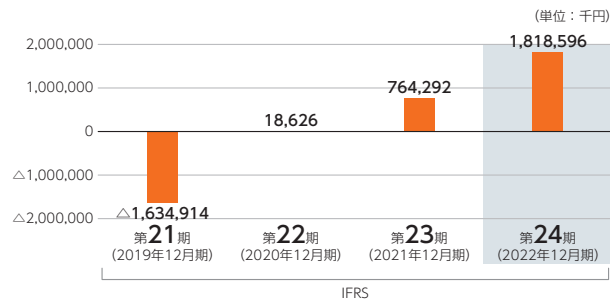
## 営業利益



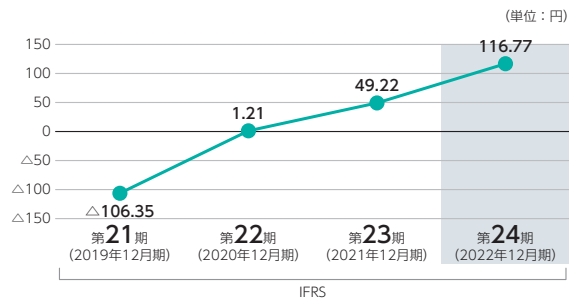
## 1株当たり親会社所有者帰属持分



## 親会社の所有者に帰属する当期利益



## 基本的1株当たり当期利益



- (注) 1. △は、損失を表示しております。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。



証券コード 3680  
2023年3月10日  
(電子提供措置の開始日2023年3月7日)

株 主 各 位

東京都千代田区富士見一丁目3番11号  
株 式 会 社 ホ ッ ト リ ン ク  
代表取締役 内 山 幸 樹

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、「IR情報」、「株主・株式情報」、「株主総会」の順に選択し、「2023年定時株主総会招集ご通知」をご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.hottolink.co.jp/ir>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「ホットリンク」または証券「コード」に「3680」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月27日（月曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。詳細は、「議決権行使方法のご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月28日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)  
2. 場 所 東京都千代田区富士見一丁目3番11号  
富士見デュープレックスビズ 5階 会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項  
報告事項

1. 第24期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項  
議

- 第1号議案 取締役4名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表を、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hottolink.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
1	うち やま こう き 内 山 幸 樹 (1971年2月21日生)	1997年 4月 株式会社マジックマウス入社 2000年 6月 当社設立 代表取締役社長 2019年 3月 当社 代表取締役会長 2020年 4月 当社 代表取締役グループCEO（現任）	2,640,000 株
2	あ たか かず と 安 宅 和 人 (1968年3月7日生)	1993年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1997年 9月 イェール大学 神経科学 Ph.D.プログラム入学 2001年 6月 イェール大学 神経科学博士 (Ph.D) 2001年 7月 イェール大学医学部 ポストドクター 2001年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニー復社 2008年 9月 ヤファー株式会社 COO室室長 2012年 4月 同社 執行役員 事業戦略統括本部長 2012年 7月 同社 チーフストラテジーオフィサー 2017年 3月 当社 社外取締役（現任） 2018年 9月 慶應義塾大学環境情報学部教授（現任） 2022年 4月 Zホールディングス株式会社 シニアストラテジスト（現任）	3,500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	まつ だ きよ と 松 田 清 人 (1952年9月6日生)	<p>1975年 4 月 株式会社日本興業銀行（現：株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>2002年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行 （現：株式会社みずほ銀行） 執行役員</p> <p>2004年 4 月 同行 常務執行役員</p> <p>2007年 4 月 みずほ証券株式会社 取締役副社長</p> <p>2008年 4 月 ユニゾン・キャピタル株式会社 パートナー</p> <p>2009年 11月 株式会社嵐山カントリー倶楽部 社外取締役（現任）</p> <p>2010年 3 月 株式会社三陽商会 社外取締役</p> <p>2012年 12月 トパーズ・キャピタル株式会社 取締役</p> <p>2017年 6 月 SCSK株式会社 社外取締役</p> <p>2017年 11月 トパーズ・キャピタル株式会社 取締役会長（現任）</p> <p>2018年 3 月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2019年 6 月 スルガ銀行株式会社 社外取締役</p> <p>2022年 3 月 QRインベストメント株式会社 社外取 締役（現任）</p>	3,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
4	しい な しげる 椎 名 茂 (1964年5月10日生)	<p>1991年10月 NEC株式会社 入社 中央研究所 AI研究員</p> <p>1999年 5月 KPMGグローバルソリューション株式会社</p> <p>2007年 7月 ベリングポイント株式会社 常務執行役員</p> <p>2009年 5月 プライスウォーターハウスクーパース コンサルタンツ株式会社 常務執行役員</p> <p>2012年 7月 プライスウォーターハウスクーパース 株式会社 代表取締役社長</p> <p>2016年 6月 KPMGコンサルティング株式会社 代表取締役副社長</p> <p>2018年10月 日本障害者スキー連盟会長 (現任)</p> <p>2019年 4月 慶應義塾大学理工学部 訪問教授 (現任)</p> <p>2020年 3月 Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO</p> <p>2020年 6月 株式会社ミクニ 社外取締役 (現任)</p> <p>2021年 3月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2021年 6月 C Channel株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>2021年 8月 株式会社TAKARA&amp;COMPANY 社外取 締役 (現任)</p> <p>2022年 1月 Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. 社外取締役</p> <p>2022年 8月 マーヴェリック株式会社 代表取締役 (現任)</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安宅和人氏、松田清人氏及び椎名茂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安宅和人氏を社外取締役候補者とした理由は、IT企業の経営戦略全般及び特にビッグデータのビジネス化に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かして、経営戦略・計画の策定への関与、業務執行の意思決定への関与、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待したためであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 松田清人氏を社外取締役候補者とした理由は、銀行・証券・投資会社における豊富な経験を有するとともに、今後当社が成長する上で必要となる資金調達、M&A、グループ会社ガバナンス等の幅広い見識を有しており、当該知見を活かして、経営戦略・計画の策定への関与、業務執行の意思決定への関与、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待したためであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 椎名茂氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として事業のスケールアップ・グローバル展開フェーズにおけるマネジメント・事業戦略・ガバナンス・M&A・資金調達に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かして、経営戦略・計画の策定への関与、業務執行の意思決定への関与、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待したためであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、安宅和人氏、松田清人氏及び椎名茂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。安宅和人氏、松田清人氏及び椎名茂氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年7月に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 当社は、安宅和人氏、松田清人氏及び椎名茂氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

社外監査役福島淳二氏は、本定時株主総会の終結の時をもって辞任されますので、同社外監査役の補欠として社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において選任されます監査役の任期は、当社の定款の定めにより、辞任される同監査役の任期が満了する第26回定時株主総会の終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
と や ま た く お 外 山 卓 夫 (1958年6月16日生)	1983年4月昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1986年3月公認会計士登録 1993年9月外山公認会計士・税理士事務所開業 1998年4月東光監査法人 代表社員(現任) 2011年6月一般財団法人東京都剣道連盟幹事(現任) 2011年7月新栄税理士法人 代表社員(現任) 2018年1月国税庁 税理士試験委員	—

- (注) 1. 外山卓夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 外山卓夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 外山卓夫氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として税務・会計に関する豊富な知識や経験等を有していることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけると判断したためであります。また、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、前述の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 外山卓夫氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、外山卓夫氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に追加する予定であります。
6. 外山卓夫氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
石井菜穂 (1975年7月3日生)	2001年10月EY新日本有限責任監査法人 入所 2005年6月公認会計士登録 2006年9月石井公認会計士事務所設立(現任) 2010年7月大原簿記学校 公認会計士講座 監査論科 講師	—

- (注) 1. 石井菜穂氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石井菜穂氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 石井菜穂氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として会計に関する豊富な知識や経験等を有していることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけると判断したためであります。
4. 石井菜穂氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、石井菜穂氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に追加する予定であります。
6. 石井菜穂氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。



**第4号議案** 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件  
当社の取締役の報酬等の額は、2012年3月30日開催の第13回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象となる取締役（社外取締役を除く。）は1名であります。第1号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象となる取締役（社外取締役を除く。）は1名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承

認可された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡

制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

### 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

#### (1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準と客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とすることを基本方針としております。当社の報酬項目について、取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

#### (2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

#### (3) 業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役(社外取締役を除く。)の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業年度ごとの経営目標に照らして、目標を設定し、目標の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。なお、業績連動報酬の金額は、目標の達成度合いに応じて、固定報酬の0%~100%の幅で支給し、事業年度ごとの目標の設定及び達成度合いは任意の報酬委員会にて議論し、決定します。

当社の取締役(社外取締役を除く。)の非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を支給します。譲渡制限付株式報酬は、取締役(社外取締役を除く。)の月額報酬を基礎として報酬相当額を定め、当該報酬相当額及び株式の割当に係る取締役会決議日の前営業日の株価の終値を基礎として割当株式数を決定します。

#### (4) 各報酬等の金額割合の決定に関する方針

固定報酬である月額報酬ならびに業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の金額割合は、各

報酬の特性を踏まえて、当社の持続的な企業価値向上および業績向上に寄与するための適切な割合とします。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬の額ならびに業績連動報酬の額および支給時期は、当社の経営状況等を最も熟知している代表取締役が責任をもって報酬等を決定すべきという理由から、取締役会決議に基づき代表取締役に委任し、その委任を受けた代表取締役が決定します。個人別の譲渡制限付株式報酬額及び支給時期については、取締役会において決定します。

取締役会は、各報酬等の決定が適切に行われるよう、任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って各報酬等の決定をしなければならないこととしております。

以 上

# 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 経営成績に関する分析

#### ① 当期の経営成績

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が徐々に緩和され、国内外で景気持ち直しの傾向がみられたものの、ロシア・ウクライナを発端とする地政学リスクの顕在化や欧米の金利引き上げ、国内のインフレは継続しており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

そのような環境において、当社は機動的な事業ポートフォリオの組み換えを行い、第4四半期においてクロスバウンド事業を担う連結子会社(株式会社トレンドExpress 現:株式会社 NOVARCA、以下、「トレンドExpress」)の売却を行い、既存のソーシャルメディアマーケティング支援事業や新規事業であるWeb3関連事業のさらなる事業成長に取り組んでおります。

ソーシャルメディアマーケティング支援事業は、底堅い企業ニーズを背景に拡大する事業と位置づけ、当社の強みであるSNS上のビッグデータの収集・分析・活用のワンストップ提供で顧客企業の支援に注力しております。

一方で、インターネットはWeb2.0からWeb3へパラダイムシフトする変化のタイミングであると考えており、当社は既存のソーシャルメディアマーケティング支援事業の拡大に取り組むと同時に、新規事業として、先んじて2018年からWeb3の基盤となるブロックチェーン技術の調査・研究に取り組んでまいりました。このインターネットのパラダイムシフトを次のチャンスとするために、Web3関連への投資事業を立ち上げ、当事業を行う子会社として合同会社Nonagon Capital(以下、「Nonagon Capital」)を5月24日に設立しております。当社グループは、Nonagon Capitalの設立に伴い、第2四半期連結会計期間より、報告セグメントに、「Web3関連事業」を設けております。

なお、クロスバウンド事業を担う連結子会社の売却に伴い、報告セグメントのソーシャルメディアマーケティング支援事業における「クロスバウンド事業」の記載は、当連結会計年度までとなります。

当社の報告セグメントは、ソーシャルメディアマーケティング支援事業及びWeb3関連事業です。事業毎の経営成績は、次のとおりであります。

(ソーシャルメディアマーケティング支援事業)

ソーシャルメディアマーケティング支援事業は、SNSマーケティング支援事業、クロスバウンド事業及びDaaS事業の各事業により構成されております。

a. SNSマーケティング支援事業

当事業は、主に日本国内向けのSNSマーケティング支援から成り立っており、その主なサービスは、SNS広告・SNS運用コンサルティングと、SNSの分析ツールである「クチコミ@係長」などです。これらのサービスは、当社が保有する膨大なデータと、長年に亘り蓄積してきたSNS分析・運用ノウハウで、分析から施策立案、効果測定までを一気通貫でサポートするものです。

当事業の売上高は2,066百万円（前年度比9.4%増）となりました。これは主に、拡大する事業と位置づけているビジネスである、SNS広告・SNS運用コンサルティングが引き続き好調だったことによるものであります。ウィズコロナにおける新しい生活様式の中で、SNSマーケティングの重要性が高まっていると同時に、順調に実績を積み上げている当社サービスへの顧客からの評価が高まっていることによるものと考えております。一方で、円安や原材料高の影響による顧客企業の販管費抑制が顕在化しており、不透明な事業環境に左右されない成長のために、顧客ポートフォリオの拡充や当社のSNSマーケティング支援事業とシナジーのあるマーケティング・広告サービスを提供する企業との業務提携といったサービスラインナップの拡充にも、引き続き、取り組んでおります。なお、SNS分析ツールについては、営業人員をSNS広告・SNS運用コンサルティングに集中しているため、前年同期と比較し減少となりました。

b. クロスバウンド事業

当事業は、主にソーシャル・ビッグデータを活用した日本と中国をつなぐクロスバウンドの消費行動の分析と、これを強みとするプロモーション支援、越境ECサービスから成り立っております。

当連結会計年度においては、中国国内の新型コロナウイルス感染症拡大による一部都市のロックダウンによる影響がみられたものの、徐々に影響が緩和され、売り上げが回復しております。また、独身の日(11月11日)に向けた売上増加もあり、当事業の売上高は3,673百万円(前年度比23.5%増)となりました。なお、クロスバウンド事業を担う連結子会社の売却に伴い、「クロスバウンド事業」の報告は、当連結会計年度までの記載となります。



### c. DaaS事業

当事業は、当社の米国子会社であるEffyis,Inc.の主にSNSデータアクセス権の販売から成り立っております。

当事業の売上高は2,167百万円（前年度比26.9%増）となりました。これは、今期より取り組んでいるSNSデータアクセス権の価格改定による既存顧客の単価上昇と、円安による売上高増の効果によるものです。当社の米国子会社であるEffyis,Inc.は引き続き、世界中のソーシャル・ビッグデータを保有するメディアとの間で良好な関係を維持し、安定したデータ提供や新規メディアからのデータアクセス権の契約を獲得してまいります。

#### (Web3関連事業)

Web3関連事業は、Web3に関連する事業を行うものです。5月24日に設立したNonagon CapitalによるWeb3分野への投資運用業がその主なものですが、当連結会計年度では事業の立上げと投資先の調査、選定が主な活動であったため、当事業の売上高は発生しておりません。Nonagon Capitalは、Web3分野での新事業創出のための知見を深めること及び投資収益・投資事業収益の獲得を主な目的とし、米国を中心に世界各国のWeb3に関連するスタートアップを対象に投資を行うことを予定しております。

なお、Web3関連市場のボラティリティが高まる中で、短期的な利益を追求するのではなく、長期的な視点を持ってP/LとB/Sへの影響を加味しながら投資を行うこととしており、投資回収期間についても5年程度を見込んでいることから、当連結会計年度の業績に与える影響は軽微となります。

## 事業別売上高

サービスの名称	第24期 (当連結会計年度) (自 2022年1月1日至 2022年12月31日)	
	売上高(千円)	前年度比(%)
ソーシャルメディアマーケティング支援事業		
SNSマーケティング支援事業	2,066,210	109.4
SNS分析ツール	461,439	92.0
SNS広告・SNS運用コンサルティング	1,604,770	115.6
クロスバウンド事業	3,673,158	123.5
DaaS事業	2,167,370	126.9
Web3関連事業	—	—
合計	7,906,739	120.3

以上の結果、当連結会計年度においては、売上高7,906百万円(前年度比20.3%増)、売上総利益2,160百万円(前年度比0.0%増)となりました。売上総利益が前年度と同様なのは、主に売上構成の変化による影響と売上高の増加に伴う広告媒体等に支払う原価の増加によるものです。売上構成の変化について、売上総利益率が他サービスと比べ低い越境ECプラットフォームサービス(クロスバウンド事業)の売上が増加し、連結売上高に占める比率が高まったためです。

販売費及び一般管理費は1,968百万円(前年度比8.6%増)となりました。主な増減要因は、広告宣伝費などが減少した一方、支払手数料や旅費交通費、売上増に伴う業務委託費の増加などによるものです。その他の収益において、子会社株式売却に関して生じた利益を主として1,918百万円(前年度11百万円)を計上しております。これらのことから、営業利益は2,110百万円(前年度は営業利益355百万円)となりました。

金融収益は、為替差益の影響を主な要因として201百万円(前年度721百万円)となりました。金融費用は、有価証券の評価損を計上したことを主な要因に440百万円(前年度22百万円)となり、当期利益1,852百万円(前年度は当期利益808百万円)となりました。この有価証券の評価益は、中長期的な事業の種まきのために、ブロックチェーン分野にお



ける世界規模の動向調査と人脈構築を目的としてブロックチェーンスタートアップに投資するファンドに出資しておりますが、こちらについて前連結会計年度末に比べ資産価値評価が下がったことによるものです。資産価値の評価に関しては、変動リスクを考慮し、適切な安全率をかけて評価しております。なおEBITDAは、2,538百万円(前年度比235.9%増)となりました。

※EBITDA=営業利益+減価償却費

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、315百万円であり、その主なものは、ソフトウェアの開発に係る投資314百万円であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売 上 高 (千円)	3,695,806	4,385,083	6,571,001	7,906,739
営業利益 (△損失) (千円)	△1,699,501	△25,809	355,996	2,110,076
親 会 社 の 所有者に 帰 属 する (千円) 当期利益 (△損失)	△1,634,914	18,626	764,292	1,818,596
非支配持分に帰属する 当期利益 (△損失) (千円)	△44,967	△70,049	44,538	34,179
基本的1株当たり当期利益 (△損失) (円)	△106.35	1.21	49.22	116.77
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	—	1.21	48.97	116.30
資 産 合 計 (千円)	5,385,202	5,767,772	7,314,533	8,471,270
資 本 合 計 (千円)	3,053,118	2,972,080	4,131,413	5,947,742
1 株 当 た り 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	183.70	181.56	248.27	381.89

(注) 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (当事業年度) (2022年12月期)
	日本基準	日本基準	日本基準	日本基準
売 上 高 (千円)	956,158	1,434,360	1,889,078	2,066,210
経常利益 (△損失) (千円)	△402,104	△711	153,890	△17,165
当期純利益 (△損失) (千円)	△2,132,807	62,363	140,802	1,623,441
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△138.74	4.05	9.07	104.24
総 資 産 (千円)	3,432,783	3,577,869	4,624,224	6,292,798
純 資 産 (千円)	2,723,140	2,785,066	3,463,090	4,819,380
1株当たり純資産額 (円)	174.96	178.94	222.36	309.44

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Effyis, Inc.	114,173千円	100.0%	SNSデータアクセス権販売事業
合同会社Nonagon Capital	1,000千円	100.0%	Web3領域への投資運用事業

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主な経営課題と捉えております。

##### (1) グループ全体

- ・急激な外部環境の変化に対応する経営スピードとガバナンスを両立できるグループ経営管理体制の構築
- ・インターネットのWeb2.0からWeb3への変化を捉えるための適応準備

##### (2) SNSマーケティング支援事業

- ・日本市場向けSNSマーケティング支援サービスの拡大を実現する人材の採用・育成、及び生産性向上のための社内業務の効率化

##### (3) DaaS事業

- ・SNSデータアクセス権販売事業における、個人情報保護規制による市場の需要変化への対策とビジネスチャンス化

##### (4) クロスバウンド事業

- ・中国市場向けマーケティング支援事業の急速な事業成長に合った体制構築
- ※クロスバウンド事業を担う連結子会社の売却に伴い、クロスバウンド事業は、当連結会計年度までの記載となります。

##### (5) Web3関連事業

- ・Web3関連市場のボラティリティの高さを踏まえた投資事業のガバナンス体制強化

(5) **主要な事業内容** (2022年12月31日現在)

当社グループは、当社及び当社の関係会社（連結子会社4社）により構成されております。当社及び当社の主要な連結子会社であるEffyis, Inc.の主な事業内容は、ソーシャルメディアマーケティング支援事業です。合同会社Nonagon Capitalの主な事業内容は、Web3領域への投資運用事業です。

事業区分	主な製品・サービス	提供会社
SNSマーケティング支援事業	BuzzSpreader Powered by クチコミ@係長 (SNS分析ツール)	ホットリンク
	コンサル、SNS広告運用、SNSアカウント運用、コンテンツ制作 (SNSマーケティング支援サービス)	
DaaS事業	各種SNSデータアクセス権	Effyis
Web3関連事業	Web3分野への投資運用業	Nonagon Capital

(6) **主要な営業所等** (2022年12月31日現在)

当 社	本社：東京都千代田区
合同会社 Nonagon Capital	本社：東京都千代田区
E f f y i s , I n c .	本社：米国 ミシガン州

## (7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソーシャルメディア マーケティング支援事業	89 (36) 名	20名減 ( 3名増)
全社 ( 共通 )	14 (6) 名	7名減 ( 1名増)
合計	103 (42) 名	27名減 ( 4名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前期末に比べ減少した理由は、トレンドExpressの連結除外によるものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85 (13) 名	10名増 (1名増)	33.1歳	2.7年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	282,140千円
株式会社武蔵野銀行	280,000
株式会社三菱UFJ銀行	186,668
株式会社商工組合中央金庫	130,539

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年10月18日開催の取締役会において、連結子会社であるトレンドExpressの保有株式をトレンドExpressに譲渡することを決議いたしました。株式譲渡に伴いトレンドExpressは当社の連結子会社から除外しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,854,800株
- ③ 株主数 8,984名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
内 山 幸 樹	26,400百株	16.95%
小 川 賢 太 郎	4,410	2.83
SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社	3,616	2.32
渡 部 和 幸	2,540	1.63
小 池 秀 之	2,500	1.60
大 和 証 券 株 式 会 社	2,073	1.33
檜 野 安 弘	1,885	1.21
合 同 会 社 UK	1,835	1.17
株 式 会 社 SBI ネ オ ト レ ー ド 証 券	1,419	0.91
本 山 逸 郎	1,400	0.89

(注) 当社は、自己株式を280,215株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第15回新株予約権	
発行決議日		2013年4月16日	
新株予約権の数		89個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 89,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)	
権利行使期間		2015年4月17日から 2023年4月16日まで	
行使の条件		(注1)	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	89個 89,000株 1名
	社外取締役	—	—

(注) 1. 第15回新株予約権の権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）が死亡した場合、新株予約権の相続は認められないものとする。
  - ②対象者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役もしくは当社の従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役会が行使を認めた場合はこの限りではない。
  - ③その他の権利行使の条件については、本新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところにある。
2. 2014年3月1日付で行った1株を5株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 グループCEO	内 山 幸 樹	－
取 締 役	安 宅 和 人	慶應義塾大学環境情報学部 教授 Zホールディングス株式会社 シニアストラテジスト
取 締 役	松 田 清 人	トパーズ・キャピタル株式会社 取締役会長 株式会社嵐山カントリー倶楽部 社外取締役 QRインベストメント株式会社 社外取締役
取 締 役	椎 名 茂	慶應義塾大学工学部 訪問教授 日本障害者スキー連盟 会長 株式会社ミクニ 社外取締役 C Channel株式会社 社外監査役 株式会社TAKARA&COMPANY 社外取締役 マーヴェリック株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	山 岡 篤 実	山岡法律事務所 代表弁護士
監 査 役	荒 竹 純 一	さくら共同法律事務所 パートナー弁護士 イマジニア株式会社 監査役
監 査 役	福 島 淳 二	株式会社ゆりなみ 代表取締役 株式会社ゆとりの空間 執行役員

- (注) 1. 取締役安宅和人氏、取締役松田清人氏及び取締役椎名茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山岡篤実氏、監査役荒竹純一氏及び監査役福島淳二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役福島淳二氏は、長年財務経理の責任者として携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役安宅和人氏、取締役松田清人氏、取締役椎名茂氏、監査役山岡篤実氏、監査役荒竹純一氏及び監査役福島淳二氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

- イ. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ロ. 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役である安宅和人氏、松田清人氏及び椎名茂氏並びに社外監査役である山岡篤実氏、荒竹純一氏及び福島淳二氏とも同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### イ. 被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、執行役、監査役及び管理職従業員。

### ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じており、保険料は全額当社が負担しております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### ロ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準と客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とすることを基本方針としております。当社の報酬項目について、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支

払うこととしております。

ハ.基本報酬の額、業績連動報酬等の額の個人別報酬等の額に対する割合の決定及び基本報酬の額、業績連動報酬の額に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。当社の取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業年度ごとの経営目標に照らして、目標を設定し、目標の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。なお、業績連動報酬の金額は、目標の達成度合いに応じて、固定報酬の0%~100%の幅で支給し、事業年度ごとの目標の設定及び達成度合いは任意の指名報酬委員会にて議論し、決定いたします。

二.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、当社の経営状況等を最も熟知している代表取締役が責任をもって報酬等を決定すべきという理由から、取締役会決議に基づき代表取締役グループCEO内山幸樹がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動報酬の額といたします。取締役会は、当該権限が代表取締役グループCEO内山幸樹によって適切に行使されるよう、任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役グループCEO内山幸樹は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。当該手続きを経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度の役員報酬については、以下のとおり審議・決定いたしました。  
2022年3月28日: 2022年度役員報酬承認の件

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	77,257 (12,960)	67,257 (12,960)	10,000 (-)	-	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	8,640 (8,640)	8,640 (8,640)	-	-	3 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2012年3月30日開催の第13回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は4名）です。2013年3月15日開催の第14回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。
3. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等について、当社グループの企業価値の持続的な向上度合を総合的に判断するため、売上高及び営業利益等の連結業績に加え、組織力の向上等の定性項目を評価指標としております。業績連動報酬等は、当該指標の毎年度の推移等を総合的に勘案し、算定しております。なお、当事業年度を含む連結業績の推移は、18頁の1. (2)①「企業集団の財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼 職 の 内 容
取締役	安 宅 和 人	慶應義塾大学環境情報学部	教授
		Zホールディングス株式会社	シニアストラテジスト
取締役	松 田 清 人	トパーズ・キャピタル株式会社	取締役会長
		株式会社嵐山カントリー倶楽部	社外取締役
		QRインベストメント株式会社	社外取締役
取締役	椎 名 茂	慶應義塾大学理工学部	訪問教授
		日本障害者スキー連盟	会長
		株式会社ミクニ	社外取締役
		C Channel株式会社	社外監査役
		株式会社TAKARA&COMPANY	社外取締役
		マーヴェリック株式会社	代表取締役
監査役	山 岡 篤 実	山岡法律事務所	代表弁護士
監査役	荒 竹 純 一	さくら共同法律事務所	パートナー弁護士
		イマジニア株式会社	監査役
監査役	福 島 淳 一	株式会社ゆりなみ	代表取締役
		株式会社ゆとりの空間	執行役員

(注) 法人等と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	安宅和人	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、事業戦略に対する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
取締役	松田清人	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、事業戦略に対する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
取締役	椎名 茂	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、事業戦略に対する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
監査役	山岡篤実	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会12回中12回に出席し、弁護士として議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
監査役	荒竹純一	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会12回中12回に出席し、弁護士として議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
監査役	福島淳二	当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会12回中12回に出席し、財務・会計に関する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

(注) 2. 取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

取締役安宅和人氏は、上場企業における要職を歴任し、IT企業の経営戦略全般及び特にビッグデータのビジネス化に関する豊富な知見と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。

取締役松田清人氏は、銀行・証券・投資会社における要職を歴任するとともに、他社の社外取締役も務められておられ、その知識と経験に基づいた観点から議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。

取締役椎名茂氏は、経営者として事業のスケールアップ・グローバル展開フェーズにおけるマネジメント・事業戦略・ガバナンス・M&A・資金調達に関する豊富な経験を有するとともに、他社の社外取締役も務められておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 RSM清和監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社であるEffyis,Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適正性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等に同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。



## (5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社の子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンス体制の基礎として、当社及び当社の子会社の取締役及び従業員が遵守すべき規範である「企業倫理憲章」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
  - ・コンプライアンス体制の構築・維持は、管理担当部門を統括する取締役又は執行役員をコンプライアンス担当として任命し取り組む。
  - ・コンプライアンス担当は、当社及び当社の子会社の取締役及び従業員の規程及び法令遵守意識の向上と運用の徹底を図るため、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施する。
  - ・取締役会規程を始めとする社内規程を制定・必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
  - ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
  
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び文書管理規程に基づき、所定の年数を保管・管理する。
  - ・文書管理部署の管理担当部門は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
  
- ③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社及び当社の子会社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理担当者が全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
  - ・当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

- ④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - ・ 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織・職務権限規程等において明文化し、適時適切に見直しを行い、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。
  - ・ 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成するべき目標を明確化し、さらに各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図る。
- ⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の取締役を当社取締役及び執行役員から派遣し、また、グループ戦略室を設けるとともに、グループ経営会議を設置し、子会社取締役の職務執行及び事業全般に対してガバナンスが確保されるよう監督を行う。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・ 監査役が職務遂行について補助すべき従業員を求めた場合、必要な人員を配置する。
  - ・ 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を必要とするものとする。
- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役を補助すべき従業員の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重する。
- ⑧ 当社及び当社の子会社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 当社及び当社の取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
  - ・ 当社及び当社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、取締役による違法、又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
  - ・ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制として、当社は、前項の報告をした当社及び当社の子会社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑨ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて随時意見交換及び監査の状況の確認を行える体制を構築する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかのモニタリングを常時行っております。併せて、管理担当部門等は当社の各部門に対して、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、個人情報保護、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。また、個人情報保護対策として国内規格「JIS Q 15001」の認証を取得しております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 連結財政状態計算書

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,309,003</b>	<b>流動負債</b>	<b>893,025</b>
現金及び現金同等物	3,596,782	借入金	107,112
営業債権及びその他の債権	376,047	営業債務及びその他の債務	488,293
未収法人所得税	283,120	リース負債	69,297
その他の流動資産	53,053	未払法人所得税	1,195
<b>非流動資産</b>	<b>4,162,266</b>	その他の流動負債	227,126
有形固定資産	22,316	<b>非流動負債</b>	<b>1,630,503</b>
のれん	1,298,414	借入金	772,235
使用権資産	478,312	リース負債	405,171
その他の無形資産	673,538	繰延税金負債	441,413
その他の金融資産	1,689,674	その他の非流動負債	11,683
その他の非流動資産	10	<b>負債合計</b>	<b>2,523,528</b>
		<b>(資本の部)</b>	
		親会社の所有者に帰属する持分	5,947,742
		資本金	2,427,759
		資本剰余金	2,952,369
		利益剰余金	577,825
		自己株式	△140,216
		その他の資本の構成要素	130,004
		<b>資本合計</b>	<b>5,947,742</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,471,270</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>8,471,270</b>

## 連結損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金 額
売	上 高	7,906,739
売	上 原 価	△5,746,027
売	上 総 利 益	2,160,712
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		△1,968,486
そ の 他 の 収 益		1,918,219
そ の 他 の 費 用		△369
営	業 利 益	2,110,076
金 融 収 益		201,772
金 融 費 用		△440,552
持 分 法 に よ る 投 資 損 益		3,788
税 引 前 利 益		1,875,084
法 人 所 得 税		△22,308
当 期 利 益		1,852,775
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益		1,818,596
非 支 配 持 分 に 帰 属 す る 当 期 利 益		34,179
合	計	1,852,775

## 連結持分変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	資本金	資 剩 余 金	利 剩 余 金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
2022年1月1日 高	2,427,759	2,952,369	△1,240,770	△140,216	△132,477	3,866,663	264,749	4,131,413
当期利益	-	-	1,818,596	-	-	1,818,596	34,179	1,852,775
その他の 包括利益	-	-	-	-	262,481	262,481	12,227	274,709
当期包括利益	-	-	1,818,596	-	262,481	2,081,078	46,407	2,127,485
新株予約権 の発行	-	-	-	-	-	-	5,002	5,002
子会社の 支配喪失に 伴う変動	-	-	-	-	-	-	△316,159	△316,159
所有者との 取引額合計	-	-	-	-	-	-	△311,156	△311,156
2022年12月31日 高	2,427,759	2,952,369	577,825	△140,216	130,004	5,947,742	-	5,947,742

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称： Effyis, Inc.

合同会社Nonagon Capital

当連結会計年度より、合同会社Nonagon Capitalを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社トレンドExpress（現：株式会社NOVARCA、以下、トレンドExpress）は保有株式を一部売却したため、売却時以降は連結の範囲から除いております。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 1社

なお、当連結会計年度において、株式会社リリーフサインは、全株式を株式会社リリーフサインの親会社であるマスターピース・グループ株式会社の株式と交換したため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 非デリバティブ金融商品の評価基準及び評価方法

##### イ. 金融資産

##### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、公正価値で当初測定しております。損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される金融資産を除き、金融資産の取得に直接起因する取引費用を公正価値に加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

#### (ii) 事後測定

金融資産は当初認識後、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

##### (a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

##### (b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。

#### (iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、将来発生すると見込まれる予想損失に対して貸倒引当金を認識し、その金額を控除して表示しております。当社グループは当該金融資産について、当初認識以降、信用リスクが著しく増加しているか否かを評価しており、この評価には期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。



当初認識以降、信用リスクが著しく増加していると評価された償却原価で測定する金融資産については、個々に全期間の予想信用損失を見積もっております。そうでないものについては、報告日後12カ月の予想信用損失を見積もっております。

また、償却原価で測定する金融資産のうち、営業債権等については、類似する債権ごとに全期間の予想信用損失を見積もっております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

ロ. 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、金融負債の発行に直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債は当初認識後、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金

融費用の一部として当期の損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となったときに、金融負債の認識を中止しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

当社グループはデリバティブについて、契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は公正価値で再評価しております。

③ 有形固定資産及び無形資産の減価償却又は償却の方法

イ. 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体及び除去並びに原状回復費用及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

当初認識後に生じたコストは、当該コストに関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該コストが信頼性をもって測定できる場合にのみ、資産として認識しています。有形固定資産に対する修繕及び維持のための日常的な保守費用は、発生時に費用計上しています。

有形固定資産項目に重要な構成要素が存在する場合には、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

有形固定資産の減価償却は、当該資産が使用可能となった時点から開始されます。減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算定しています。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 8年～18年
- ・工具、器具及び備品 5年～15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用してまいります。

## ロ. のれん及び無形資産

### (i) のれん

子会社の取得により生じたのれんは、譲渡対価から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、毎連結会計年度末及び減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

### (ii) ソフトウェア、その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3年～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## ハ. リース

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。使用権資産は、リース期間にわたり規則的に、減価償却を行っております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法

的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヵ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

#### ④ 重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的債務及び推定的債務が存在し、当社グループが当該債務の決済をするために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積もることができる場合に、報告日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、現在の債務の決済のために必要な支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積もりに基づいて測定しております。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積もられた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前割引率で割り引いた現在価値で測定しております。

時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

##### イ. 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

##### ロ. 資産除去債務引当金

本社ビルの不動産賃貸契約に伴う原状回復義務を見積り、引当金として計上しております。使用見込期間を取得から耐用年数到来時と見積り、割引率は0.272%を使用して計算しております。

#### ⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約については、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

また、顧客との契約コストの増分コスト又は契約を履行するためのコストについては、資産計上すべきものではありません。

## ⑥ 外貨の換算基準

### イ. 外貨建取引

外貨建取引は、取引発生時のレートを用いて機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しております。

### ロ. 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に損益として認識されます。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	－千円
のれん	－千円
使用権資産	－千円
その他の無形資産	－千円

当連結会計年度において、以下の「(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」の記載に基づく検討を行った結果、減損損失の計上はありません。

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能

価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位の統合しております。割引前将来キャッシュ・フローについては事業計画に基づいて算出されております。

のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。当社の全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

将来の不確実な経済状況の変動等により、実績の金額等が見積と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響により、当社グループの取引に一定の影響を及ぼすと見込んでおりますものの、固定資産の評価等の会計上の見積り及び判断に影響を与えるものではないと判断しております。

#### 5. 連結財政状態計算書に関する注記

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 資産から直接控除した貸倒引当金 |          |
| 営業債権及びその他の債権        | 35,401千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額  | 77,198千円 |

#### 6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 連結持分変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,854,800株	－株	－株	15,854,800株

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	280,215株	－株	－株	280,215株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

### (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第15回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	111,000株

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入する方針であります。また、資金調達については、安全性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である非上場株式は、発行会社の財務状況の悪化等によるリスクに晒されております。敷金保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されております。また、借入金のうち変動金利によるものは金利の変動リスクにも晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務担当部署において、短期の資金繰表を作成し、流動性リスクを管理しております。



(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値及び帳簿価額

当連結会計年度末における金融資産及び金融負債の公正価値と連結財政状態計算書における帳簿価額は、以下のとおりであります。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産：		
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産	133,030	133,030
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	578,000	578,000
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	978,643	978,643
合計	1,689,674	1,689,674
金融負債：		
償却原価で測定する金融負債		
借入金	772,235	763,277
合計	772,235	763,277

## ② 公正価値の算定方法

### 1) その他の金融資産

その他の金融資産のうち非上場株式の公正価値については、類似企業比較法（類似企業の市場株価に対する各種財務数値の倍率を算定し、必要な調整を加える方法）や純資産に基づく評価モデル等によっております。なお、非上場株式の公正価値の評価方針及び手続の決定は、財務・経理部門により行われており、評価モデルを含む公正価値測定については、個々の株式の事業内容、事業計画の入手可否及び類似上場企業等を定期的に確認し、その妥当性を検証しております。その他の金融資産のうち敷金保証金及び貸付金は、将来キャッシュ・フローを現在の市場利子率等適切な指標によって割引いた現在価値により測定しております。なお、市場利子率がマイナスの場合は、割引率ゼロとして算定しております。

### 2) 借入金

借入金の公正価値については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後、大きく異なっていないことから、公正価値は当該帳簿価額によっております。

## ③ 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	－	－	578,000	578,000
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	－	－	978,643	978,643
合計	－	－	1,556,643	1,556,643

2) 償却原価で測定される金融商品

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、償却減価で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融負債：				
償却原価で測定する金融負債				
借入金	－	763,277	－	763,277
合計	－	763,277	－	763,277

- ④ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表  
 レベル3に分類された金融商品の変動は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

期首残高	864,240
利得及び損失（注1）	
純損益（注2）	△386,309
その他の包括利益（注3）	63,393
購入	190,532
売却	△10,473
連結範囲の異動による変動	△10
その他（注4）	835,270
期末残高	1,556,643

- (注) 1. 利得及び損失は保有する市場で取引されていない株式等に関するものであります。  
 2. 純損益における利得及び損失は、連結損益計算書の「金融収益」「金融費用」に含まれております。  
 3. その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものです。  
 4. 「その他」に、株式交換により取得したマスターピース・グループ株式会社の株式と、一部売却により連結子会社から除外したトレンドExpressの株式が含まれております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

(単位：千円)

セグメント名	サービスの名称	日本	米国	合計
ソーシャルメディア マーケティング 支援事業	SNSマーケティング支援事業	2,066,210	－	2,066,210
	SNS分析ツール	461,439	－	461,439
	SNS広告・SNS運用コンサルティング	1,604,770	－	1,604,770
	クロスバウンド事業	3,673,158	－	3,673,158
	DaaS事業	－	2,167,370	2,167,370
	小計	5,739,369	2,167,370	7,906,739
Web3関連事業		－	－	－
	合計	5,739,369	2,167,370	7,906,739

当社グループは、ソーシャルメディアマーケティング支援事業を主たる業務としております。当該事業は、SNSマーケティング支援事業、クロスバウンド事業及びDaaS事業により構成されており、主なサービスを以下のとおり提供しております。

SNSマーケティング支援事業は、主にSNS広告・SNS運用コンサルティング及びSNSの分析ツールの提供、クロスバウンド事業は、主にソーシャル・ビッグデータを活用した日本と中国をつなぐクロスバウンドの消費行動の分析と、これを強みとするプロモーション支援と越境ECサービス、DaaS事業は、主にSNSデータアクセス権の販売を行っております。

これらのサービスから生じる収益は顧客企業との契約に従い計上しており、変動対価を含む売上高の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

「ソーシャルメディアマーケティング支援事業」は、SNSマーケティング支援事業、クロスバウンド事業及びDaaS事業の3つの事業区分により構成されております。上記の区分で計上されているサービスの収益については、以下のとおり収益を認識しております。

#### (ソーシャルメディアマーケティング支援事業)

##### (SNSマーケティング支援事業)

SNSマーケティング支援事業からの収益は、SNS広告・SNS運用コンサルティングにおける履行義務は、広告が掲載されるのに応じて充足されることから、契約で定められた広告掲載量のうち、当会計期間中に掲載された量に応じて収益を計上しております。SNS分析ツールについては、SNS分析ツールの顧客の使用に応じ、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

##### (クロスバウンド事業)

プロモーション支援サービスにおいて、当社グループは契約に基づき広告枠の仕入販売及びプロモーション支援を行う義務を負っております。当該履行義務は顧客の検収時に充足されるものであることから、当該一時点において顧客との契約に基づき収益を計上しております。越境ECサービスにおいては、契約に基づき物品の仕入販売を行っており、当該サービスでは、物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

なお、クロスバウンド事業を担う連結子会社の売却に伴い、「クロスバウンド事業」の報告は、当連結会計期間までの記載となります。

##### (DaaS事業)

DaaS事業からの収益は、SNSデータアクセス権販売のサービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供した時点で、履行義務が充足されるものであります。

## (2) 契約残高

当社グループの契約残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客企業との契約から生じた債権		
売掛金	617,384	375,763
契約負債		
前受金	100,389	100,441

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約残高に含まれていた金額は、100,389千円であります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社の所有者帰属持分 | 381円89銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益     | 116円77銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(事業の譲受)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、株式会社wevnaI（以下、wevnaI）のSNS広告事業及び一部メディア事業（fasme）をwevnaIから当社が譲り受けることについて、事業譲渡契約を締結する決議をいたしました。

## 1. 事業譲受の理由

当社グループは、創業来『両利きの経営』を実践し、SNSマーケティング支援事業の『深化』に取り組んでまいりました。当社のSNSマーケティング支援事業は、ワンストップでSNS上のビッグデータ収集・分析・活用を強みに、顧客企業のブランディングを通じた成長に貢献してまいりました。

wevnaは、BX (Brand Experience) プラットフォーム「BOTCHAN」の開発・提供を主たる事業としており、成長を続けています。今回、wevnaのSNS広告事業及び一部メディア事業 (fasme) を譲り受けることにより、当社が強みとするSNSマーケティング支援サービスの拡充に加え、自社メディアを保有することで、幅広い顧客に対して、より良いサービス提供が可能になります。

具体的には、wevnaのSNS広告 (獲得系) やGoogle等の検索連動型広告に関する運用ノウハウ及び人材と当社が有するビッグデータの収集・分析・活用を通じたSNS活用におけるノウハウ及び人材を融合し、既存顧客への新サービスの提供、新規顧客開拓などのシナジー効果を見込んでおります。

上記のシナジー効果を勘案した結果、事業譲受が、当社のより一層の成長及び企業価値向上に資するものと判断したため、取締役会にて事業譲受を決定いたしました。今後は、シナジー効果を最大化するため、PMIの強化に努めてまいります。

また、当社では、景気鈍化局面においても、デジタルマーケティング・SNSマーケティング市場は、底堅い企業ニーズを背景に成長が続くと予想しております。今後は、M&Aも当社の成長に向けた選択肢の一つとし、『両利きの経営』を実践してまいります。

## 2. 事業譲受の概要

### (1) 譲受事業の内容

wevnaが運営するSNS広告事業、一部メディア事業 (fasme)

### (2) 譲受事業の経営成績

2022年8月期

売上高188百万円、営業利益55百万円

※譲受事業の売上高は、広告媒体の原価を控除した純額で計上しております。



(3) 譲受事業の資産、負債の項目及び金額

資産及び負債について、譲受対象となる項目はございません。

(4) 譲受価額及び決済方法

譲受価額：先方の意向により非公開とさせていただきます。

決済方法：事業譲受日にて、手許現預金による現金決済を予定しております。

3. 相手先の概要

(1) 名 称	株式会社wevna1	
(2) 所 在 地	東京都渋谷区恵比寿 1-23-23 恵比寿スクエア 7階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 磯山 博文	
(4) 事 業 内 容	BX (Brand Experience) プラットフォーム「BOTCHAN」の 開発と提供 SNSマーケティング事業、クリエイティブ事業、メディア事業	
(5) 資 本 金	100,000,000円 (2022年11月時点)	
(6) 設 立 年 月 日	2011年4月	
(7) 純 資 産		
(8) 総 資 産	先方の意向により非公開とさせていただきます。	
(9) 大株主及び持株比率		
(10) 上 場 会 社 と 当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	
	取引関係	
	関連当事者への 該当状況	

#### 4. 日程

(1) 取締役会決議日	2023年1月27日
(2) 契約締結日	2023年1月27日
(3) 事業譲受日	2023年2月28日

#### 5. 会計処理の概要

当該事業譲受は、企業結合会計基準上の「取得」に該当する見込みです。この処理に伴うのれん及びその他の無形固定資産等の計上額は現在精査中となります。今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

#### 12. その他の注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,548,013</b>	<b>流動負債</b>	<b>606,407</b>
現金及び預金	2,843,600	一年以内返済予定長期借入金	107,112
売掛金	335,492	未払金	246,760
前払費用	22,208	未払費用	92,535
貸倒引当金	△201	未払消費税等	31,940
関係会社短期貸付金	53,080	前受金	58,587
未収還付法人税等	283,120	預り金	34,716
その他	10,712	賞与引当金	34,755
<b>固定資産</b>	<b>2,744,785</b>	<b>固定負債</b>	<b>867,010</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>20,129</b>	長期借入金	772,235
建物附属設備	30,947	資産除去債務	11,683
建物附属設備減価却累計額	△13,220	繰延税金負債	83,092
建物附属設備(純額)	17,727	<b>負債合計</b>	<b>1,473,418</b>
工具、器具及び備品	30,694	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品減価却累計額	△28,291	<b>株主資本</b>	<b>4,655,048</b>
工具、器具及び備品(純額)	2,402	資本金	2,427,759
<b>無形固定資産</b>	<b>11,331</b>	資本剰余金	2,487,488
ソフトウェア	11,178	資本準備金	2,159,088
その他	153	その他資本剰余金	328,400
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,713,324</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>△120,324</b>
投資有価証券	372,534	その他利益剰余金	△120,324
関係会社株式	1,376,121	繰越利益剰余金	△120,324
出資金	500,927	<b>自己株式</b>	<b>△139,875</b>
関係会社長期貸付金	330,711	<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>164,332</b>
株主・役員又は従業員に対する長期貸付金	82,442	その他有価証券評価差額金	164,332
その他	50,587	<b>純資産合計</b>	<b>4,819,380</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,292,798</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>6,292,798</b>

## 損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,066,210
売上原価		1,478,279
売上総利益		587,931
販売費及び一般管理費		733,931
営業損失		△146,000
営業外収益		
受取利息	5,085	
受取手数料	32,958	
為替差益	99,302	
その他	950	138,296
営業外費用		
支払利息	9,462	
その他	0	9,462
経常損失		△17,165
特別利益		
固定資産売却益	49	
出資金売却益	71,189	
関係会社株式売却益	1,599,251	1,670,490
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	5,512	5,512
税引前当期純利益		1,647,812
法人税、住民税及び事業税	16,130	
法人税等調整額	8,240	24,370
当期純利益		1,623,441

## 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算 差 額 等	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 金		利 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その他有価証券 評価差額金	
		剰 余 金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,427,759	2,159,088	328,400	△1,743,766	△139,875	3,031,606	431,483	3,463,090
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益	-	-	-	1,623,441	-	1,623,441	-	1,623,441
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	△267,151	△267,151
当 期 変 動 額 計	-	-	-	1,623,441	-	1,623,441	△267,151	1,356,290
当 期 末 残 高	2,427,759	2,159,088	328,400	△120,324	△139,875	4,655,048	164,332	4,819,380

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～18年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準  
賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社では、顧客との契約については、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。

また、顧客との契約コストの増分コストまたは契約を履行するためのコストについては、資産計上すべきものではありません。

なお、SNSマーケティング支援事業からの収益は、SNS広告・SNS運用コンサルティングにおける履行義務は、広告が掲載されるのに応じて充足されることから、契約で定められた広告掲載量のうち、当会計期間中に掲載された量に応じて収益を計上しております。SNS分析ツールについては、SNS分析ツールの顧客の使用に応じ、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

### (2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。



### 3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 一千円

当事業年度において、以下の「(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」の記載に基づく検討を行った結果、評価損の計上はありません。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、移動平均法による原価法により取得原価を貸借対照表に計上し、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合には、著しく低下したものとし、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。実質価額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各社の財務数値を基礎としております。実質価額には超過収益力が含まれております。また、将来の不確実な経済状況の変動等により、実質価額が著しく低下した場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響により、当社の取引に一定の影響を及ぼすと見込んでおりますものの、固定資産の評価等の会計上の見積り及び判断に影響を与えるものではないと判断しております。

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の

部に新株予約権として計上する。

- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

## 5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	2,923千円
短期金銭債務	14千円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	37,216千円
------------	----------

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	280,215株	－株	－株	280,215株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	10,641千円
貸倒引当金	61千円
未払事業税	3,289千円
未払金	69千円
資産除去債務	3,577千円
投資有価証券	1,688千円
関係会社株式	467,169千円
出資金	2,076千円
繰越欠損金	163,100千円
繰延税金資産小計	<u>651,675千円</u>
評価性引当額	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△163,100千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△488,574千円
評価性引当額小計	<u>△651,675千円</u>
繰延税金資産合計	<u>-千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,091千円
関係会社株式売却益	△8,474千円
その他有価証券評価差額金	△72,526千円
繰延税金負債合計	<u>△83,092千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△83,092千円</u>

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の 名 称 また 氏 名	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
執行役員	檜野安弘	1.21	当社執行 役員CEO	貸付の 回収	2,000	株主、役員 又は従業員 に対する長 期貸付金 (注)	81,400
				利息の 受取	—	未収入金	1,464

(注) 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、同氏の保有する当社の株式について、譲渡担保を設定しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名 称 また 氏 名	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	Effyis, Inc.	100.0	資金援助 役員の兼任	貸付の 回収	311,845	関係会社 短期貸付金 (注)	53,080
				利息の 受取	4,200	関係会社 長期貸付金	330,711

(注) Effyis,Inc.への資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	309円44銭
(2) 1株当たり当期純利益	104円24銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(事業の譲受)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、株式会社wevna1（以下、wevna1）のSNS広告事業及び一部メディア事業（fasme）をwevna1から当社が譲り受けることについて、事業譲渡契約を締結する決議をいたしました。

なお、詳細につきましては、連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記（事業の譲受）」をご参照ください。

## 13. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社ホットリンク  
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 谷 英 之  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホットリンクの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ホットリンク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社ホットリンク  
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 谷 英 之  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホットリンクの2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会に出席するほか、その取締役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

株式会社ホットリンク 監査役会

常勤社外監査役 山岡篤実 ㊟

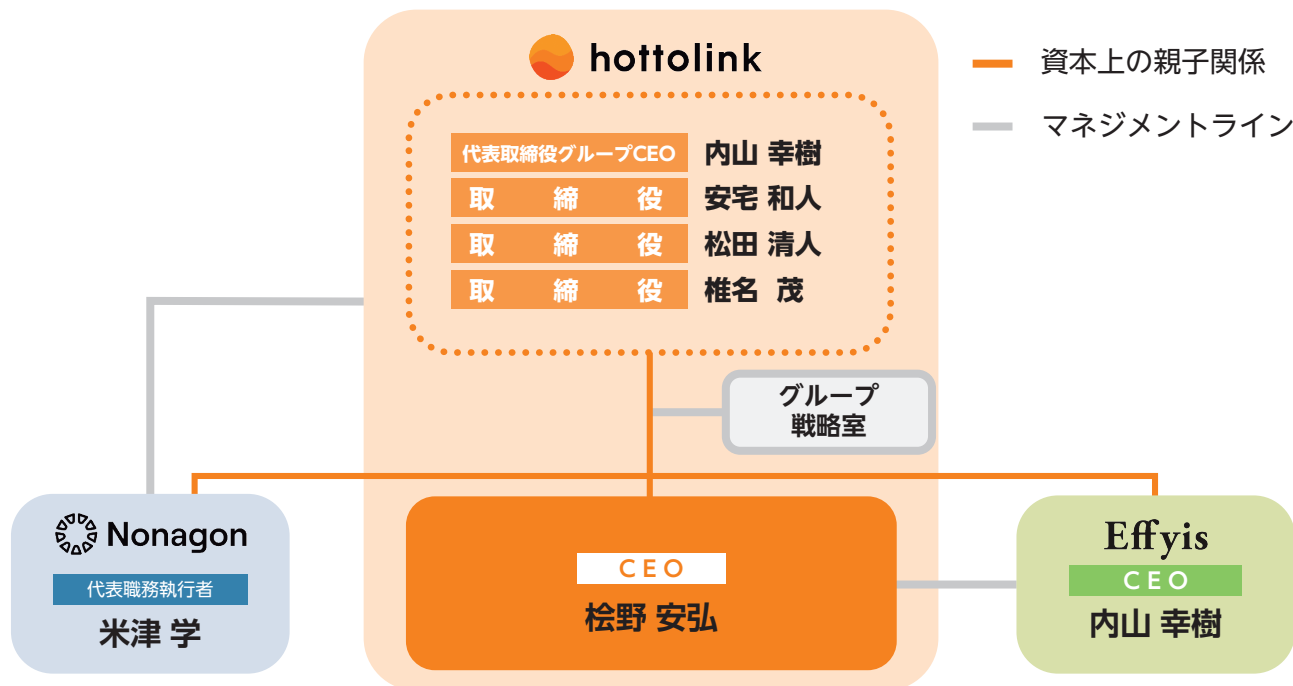
社外監査役 荒竹純一 ㊟

社外監査役 福島淳二 ㊟

以上

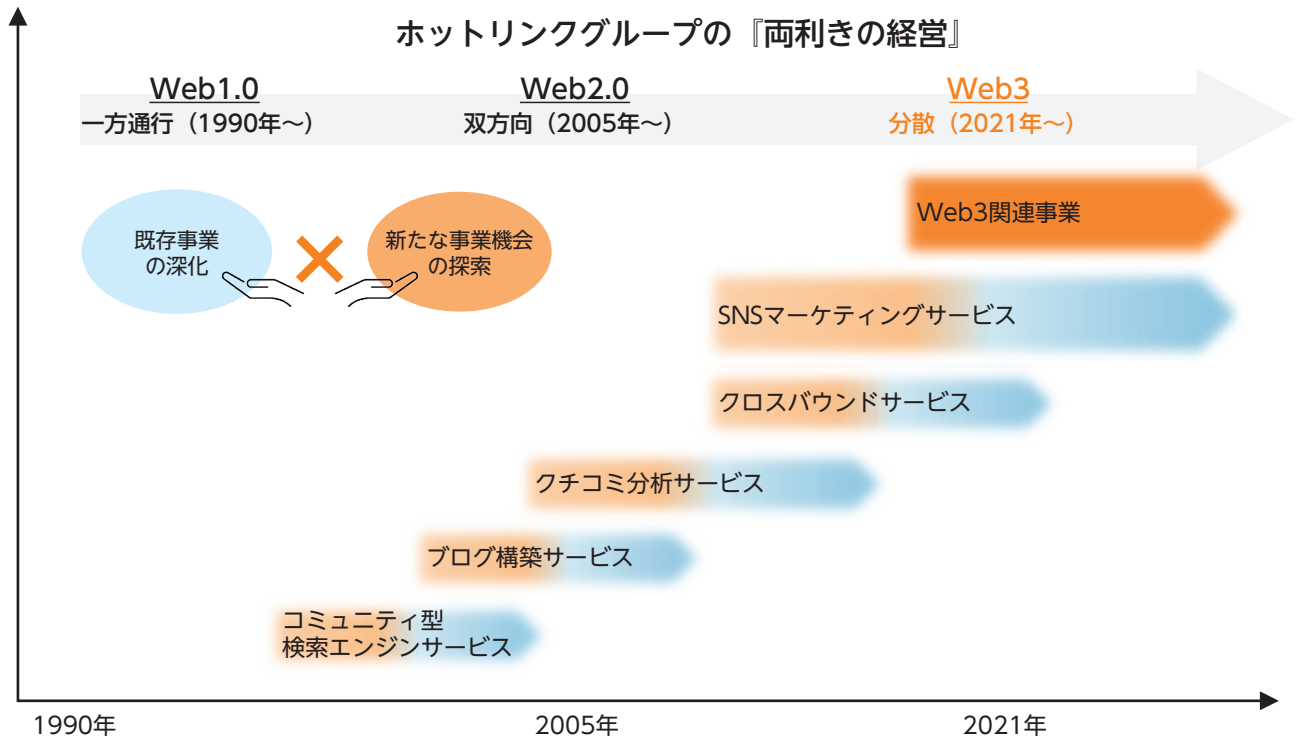
# ホットリンクグループの経営体制

2023年も、引き続き代表取締役グループCEO 内山幸樹が  
ホットリンクグループを統括し、以下の体制で経営いたします。



# ホットリンクグループの経営方針

ホットリンクグループは、常に『両利きの経営』の実践により成長してきました。これからは、SNSマーケティング支援事業の『深化』、Web3関連事業の『探索』に注力していきます。



※クロスバウンドサービスは、一部売却により、2022年12月期で終了いたしました。

# ホットリンクグループの主な出来事

2022年

1月 > 2月 > 3月 > 4月 > 5月 > 6月 > 7月 > 8月 > 9月

SNSマーケティング支援事業において、特に優れた販売実績、運用経験を認められ、Twitter Japanの広告認定パートナープログラムで2年連続「Standard」に認定



Standard Partner

Web3分野を対象とした投資事業を行う『合同会社Nonagon Capital』を設立し、Web3関連事業の取り組みを加速



ホットリンクR&D部部長が主著の発表論文が、ACM The Web Conference 2022において、「IW3C2 Seoul Test of Time Award賞」を受賞

SNSマーケティング支援事業において、ビジュアル探索ツール「Pinterest」の広告運用代行サービスの提供開始

グループCEO内山が代表世話人を務める経営者団体「Web3.JP」が、Web3の国家戦略について、自由民主党 デジタル社会推進本部 Web3PTへ提言

10月

SNSマーケティング支援事業において、「TikTok UGC創出パッケージ」の提供開始

11月

地政学リスクの顕在化やグローバル経済の先行き不透明さを鑑み、クロスバウンド事業を一部売却。事業ポートフォリオの組み換えを進める

12月

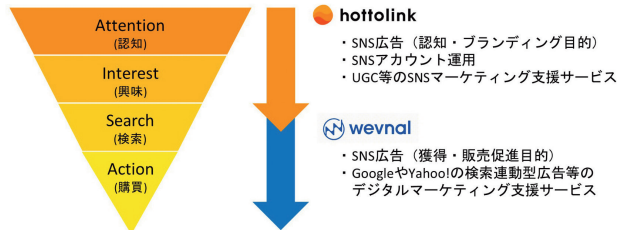
2023年

1月

SNSマーケティング支援事業において、株式会社wevnalのSNS広告事業、一部メディア事業を買収し、事業領域を拡大

TikTok for Business ×  hottolink

事業領域の拡大(イメージ図)  
～認知から購買フェーズまで、ワンストップサービスの提供が可能に～



当社の存在意義

- Make the World “HOTTO” -

わたしたちは、人と社会のつながりを再設計し、  
世界中の人々が “HOTTO(ほっと)” できる社会  
の実現に貢献します

必要要素

必要要素

SNSマーケティング

ブロックチェーン技術

現在の主力事業

中長期的な事業の種

SNSマーケティングで、消費者と企業が直接つながり、会話し、協力することで、製品・サービスの企画・生産から消費までが無駄なく、効率的に行われる、持続可能な生産・消費の形の模索に繋がります。

ブロックチェーン技術を活用したパートナーシップ証明書を発行し、多様な家族形態が認められる社会を実現するFamieeプロジェクトへの人的・資金的サポートを通じて、ジェンダー平等の実現を支援しています。

12 つくる責任  
つかう責任



17 パートナーシップで  
目標を達成しよう



5 ジェンダー平等を  
実現しよう



# 第24回 定時株主総会 会場ご案内図

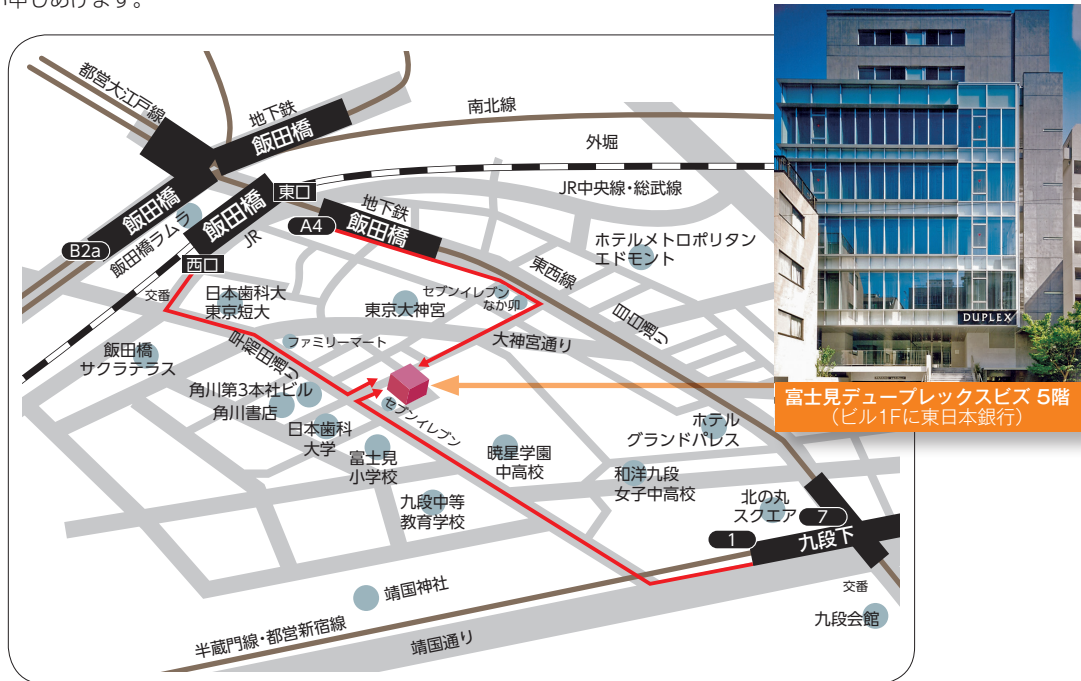
会場

東京都千代田区富士見一丁目3番11号  
富士見デュプレックスビズ 5階会議室  
TEL 03-6261-6930

## 〈交通〉

- 飯田橋駅 JR中央線・総武線、東京メトロ有楽町線・南北線、都営大江戸線「飯田橋駅」徒歩6分
- 九段下駅 東京メトロ半蔵門線・東西線、都営新宿線「九段下駅」徒歩9分

※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



株式会社ホットリンク

<https://www.hottolink.co.jp/ir>

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。